

○研修を受講するにあたって

研修を効果的で実りあるものとするためには

まず各市町村等において

- ・研修に専念できるように業務を調整すること。
- ・研修をする「目的」や組織としての「期待」を伝え、意欲を持って研修に参加できるように動機づけること。
- ・「人材育成は職員のより一層の向上を図るための職責である」ことを意識すること。

また受講者自身が

- ・「この研修で何を取得し、どう生かすか」という目的意識を持つことが大事である。

【令和5年度 取組方針】

研修センターでは、市町村職員研修基本計画（令和5年度～令和9年度）に基づき、県内の各市町村等で策定した人材育成基本方針等を踏まえ、集合研修所としての役割である職員の能力の向上及び人材育成に取り組むとともに、職員間の相互交流や情報交換等でさらに研修効果が期待できる意見交換会も計画しながら、研修を実施します。

1 研修概要

令和4年度は、前年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の大規模な流行があったものの、ブロック研修の延期1件と講師都合による延期1件を除き、予定通りに研修を実施しました。

令和5年度も、県内の感染状況や国県の対応状況を見ながら、対面での集合研修を基本としつつ、オンライン研修も取り入れて実施する予定です。

令和5年度においては、各市町村の意見や受講者アンケート結果を参考に、市町村職員研修検討委員会において検討し、令和4年度よりも1課程少ない48課程の研修を計画しています。

主な変更点は、以下のとおりです。

(1) 一般研修（階層別研修）

新規に計画した研修として、令和5年度からはじまる定年引上げに対応し、再任用・役職定年後も活躍できる準備を整えるため「定年延長職員サポート研修」を開催します。

また、年に2つの講座を行う「現任管理職研修」では、昨年度に引き続き開催する「管理者のリーダーシップ編」に加え、新たに「Z世代の育て方編」をオンラインで開催します。

(2) 選択研修（能力開発研修）

選択研修では、管理能力、政策形成能力、法務能力、業務遂行能力、意識改革など種々の能力向上を図るため、必要に応じて個別に選択できるよう設定しています。

新規に計画した研修として、各団体からご要望が多かった「ハラスメント防止基礎セミナー」を開催します。最新のハラスメント問題について職員一人ひとりが正しく理解し、職場でのハラスメントを未然に防止することを目的とします。

令和4年度まで実施していた「政策課題研究」は「次世代職員の政策形成研修」と研修名を変更しました。受講しやすいように個人での申し込みも可能とし、自主研究グループ支援事業への参加も任意とします。

「防災危機管理研修」と「地方分権セミナー」「自治体DXの推進セミナー」は、新たな講師をお招きして開催します。

(3) 専門実務研修

地方公共団体等における契約事務、地方公会計における簿記、初任者の税務関係職員や債権徴収事務など、職務遂行のために必要な専門的知識や技能の向上を図れるよう、各市町村等職員の業務に直結する研修を実施します。

「契約事務（基礎）研修」と「債権徴収事務研修（公債権）」は、新たな講師をお招きして開催します。

(4) 指導者育成研修

春と秋に開催している「人材育成基本研修」では、「多様な人材の人事管理と職場マネジメント」と「DX人材育成について」の2講座を開催します。

また、隔年度実施の「公務員倫理指導者育成基礎研修」を開催します。

(5) その他

令和5年度も市町村振興セミナーとして「デジタルトランスフォーメーション（DX）基本セミナー」を開催します。DX推進に向け、先進地事例の紹介等、DXの基礎を学べる3時間程度のオンライン講演会です。限られた部署の職員だけでなく、どなたでも参加できます。

(6) 各市町村等が自ら実施する研修等に対する支援

- ア 外部専門講師、県職員及び協会職員等の派遣による出前研修
- イ 自治大学校、市町村職員中央研修所等研修機関への研修派遣助成
- ウ 各市町村等が自ら実施する研修の企画等に関する助言
- エ 各市町村等が自ら実施する研修への講師あっせん
- オ 研修用DVD・書籍等研修用教材の貸出し
- カ 協会ホームページによる研修情報の提供

2 個別研修について

(1) 海外派遣研修

海外の優れた施策、事例及び文化を学び、同時に国際的な感覚と広い視野を得ることで、県内市町村の施策展開に資することを目的として、派遣計画に基づき、12名を2班に分け北アメリカ、ヨーロッパ、アジアのいずれかに派遣する計画となっていました。しかし、令和2年度から4年度において、世界規模での新型コロナウイルス感染症の流行により渡航ができなかったため中止としました。

令和5年度においては、世界各地で出入国制限が緩和・撤廃されたことなどから、新型コロナウイルス感染症の流行状況や、各国の規制状況等を勘案しながら、2班ともアメリカに派遣する予定です。

(2) ブロック研修

研修センターで開催する集合研修には、県内各市町村等から多くの受講者が集まりますが、遠隔地においては宿泊費等の予算確保や長時間の移動による時間的制約など多くの負担を強いられます。そこで、それらを軽減し受講しやすい研修環境を確保するため、県内の地域ごとに開催するブロック研修を実施します。

(3) 出前研修

県内各市町村等に講師を派遣し、市町村職員等に研修の機会をより多く提供する「出前研修」については、研修効果をより高めるために、令和5年度から下記のとおり要綱を改正しました。

- ・単独の市町村等で開催する研修の講師：県職員もしくは振興協会職員
- ・複数の市町村等で開催する研修の受講者：20名以上

3 ひとつづくり助成金について

市町村等における人材育成を支援するために、市町村職員中央研修所、全国市町村国際文化研修所、総務省自治大学校、国土交通大学校、全国建設研修センター、日本下水道事業団、地域活性化センターに職員を派遣する市町村等に対し、費用の一部を助成します。

4 研修推進体制

(1) 県内各市町村等との連携

研修センターは、県内各市町村等の共同研修を行う拠点であることから、職員の計画的な研修受講や適切な研修管理が行われるためには、これまで以上に各市町村等とより一層緊密な連携を図っていく必要があります。

このため、年に2回、研修担当主管課を集めて説明会を開催するほか、「市町村職員研修検討委員会」「市町村職員研修検討委員会幹事会」等における様々なご意見・ご要望を踏まえながら、研修の企画運営を行っていきます。

(2) 県との連携

市町村職員研修センターにおける研修の実施に当たっては、県の研修機関である自治学院との連携は重要で、これまでも合同研修の開催や情報交換を活発に行って参りました。

今後も自治学院はもとより県市町村課や人権同和対策課などから新規採用職員研修等の講師派遣に全面的な理解と協力を得て、更なる研修の充実を図るため県との連携体制を強化していきます。

【令和5年度 県との合同開催セミナー】

「管理者研修」

「行政と争訟セミナー」

「クレーム対応セミナー」